相続手続に必要な戸籍の見方

相続手続には、被相続人の出生から死亡するまでの全ての戸籍を取得し、相続人の全てを確定する必要があります。被相続人の戸籍を漏れなく取得するには、複数の戸籍を順を追って取得する必要があるため、戸籍謄本の見方について一定のスキルが必要となります。

今回、戸籍謄本の見方について、簡単に取りまとめてみました。相続手続における戸籍チェックの際の参考にしていただければ幸いです。

1　戸籍の種類

（1）現在戸籍

現に在籍している者がおり、現在使用されている戸籍

（2）除籍

死亡、転籍等により在籍者が誰もいなくなった戸籍

（3）改製原戸籍

戸籍の様式が法律等によって改められ、戸籍が新様式に作り変えられた場合に、消除された作り変えられる前の従前様式の戸籍

2　戸籍の様式

（1）明治３１年式戸籍（明治３１年～大正３年）

（2）大正４年式戸籍（大正４年～昭和２２年）

（3）現行戸籍（昭和２３年～現在）

（4）コンピュータ戸籍（平成６年～現在）※実施時期は各市町村により異なります。

3　戸籍の編製単位

明治３１年式戸籍及び大正４年式戸籍は、家が戸籍編成の基準となっており、一つの家ごとに一つの戸籍を編製しています。家長である戸主を中心に、戸主の親族及びその配偶者で一つの戸籍が編製されています。

昭和２３年式戸籍（昭和２３年以降）は、原則として、一組の夫婦及びその夫婦と氏（名字）を同じくする子ごとに編製されています。

4　戸籍の編製日及び消除日の確認方法

相続人を確定するためには、被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍を集めなくてはなりませんが、そのためには、その戸籍がいつ編成され、いつ消除された戸籍なのかを判断しなくてはなりません。その判断方法については次の通りです。

（１）明治３１年式戸籍（明治３１年～大正３年）

①　戸籍の編製日の確認方法

「戸主ト為リタル原因及ヒ年月日欄」の日付を確認します。その後、「戸主の事項欄」に戸籍編製原因の記載がないか確認し、なければ、「戸主ト為リタル原因及ヒ年月日欄」の日付が戸籍編製日となります。あれば、その中で一番新しい戸籍編製原因の記載がある日が戸籍編製日となります。

※　明治３１年式戸籍の主な戸籍編製原因は、「家督相続、分家、他市町村からの転籍、戸籍改製」です。

②　戸籍の消除日の確認方法

「戸主の事項欄」の最終の記載事項に記載されている「除籍」、「消除」、「抹消」という文言を探して、その記載事項に記載してある日付が戸籍の消除日となります。

（２）大正４年式戸籍（大正４年～昭和２２年）

①　戸籍の編製日の確認方法

「戸主の事項欄」の戸籍編製原因の記載を確認します。複数の戸籍編製原因の記載がある場合は、その中の一番新しい日が戸籍編製日となります。

※　大正４年式戸籍の主な戸籍編製原因は、「家督相続、分家、他市町村からの転籍、戸籍改製」です。

②　戸籍の消除日の確認方法

「戸主の事項欄」の「本戸籍消除」という文言を探して、その戸籍記載事項に記載してある日付が戸籍の消除日となります。

（３）昭和２３年式戸籍（昭和２３年～）

戸籍事項欄の「～編製」、「～転籍届出」（管外転籍の場合）の日付が戸籍編製日、「～消除」の日付が戸籍消除日となります。

（４）コンピュータ戸籍（平成６年～）

戸籍の編製日及び消除日は、戸籍事項欄にしか書かれないので、この欄を見て戸籍編製日及び消除日を確認します。

具体的な編製日、消除日の確認方法は次頁以降を参照

明治31年式戸籍の編製日、消除日の確認方法

戸籍消除日の確認

戸主の事項欄の記載事項に記載されている「除籍」、「抹消」という文言を探して、その記載事項に記載してある日付が戸籍の消除日となります。

② 戸籍編製日の確認

次に、事項欄を確認します。

この中の戸籍編製原因となる記載（転籍、戸籍改製）を探します。あれば、その中の一番新しい日が戸籍編製日で、なければ、先ほど確認した「戸主ト為リタル原因及ヒ年月日欄」の日が戸籍編製日となります。

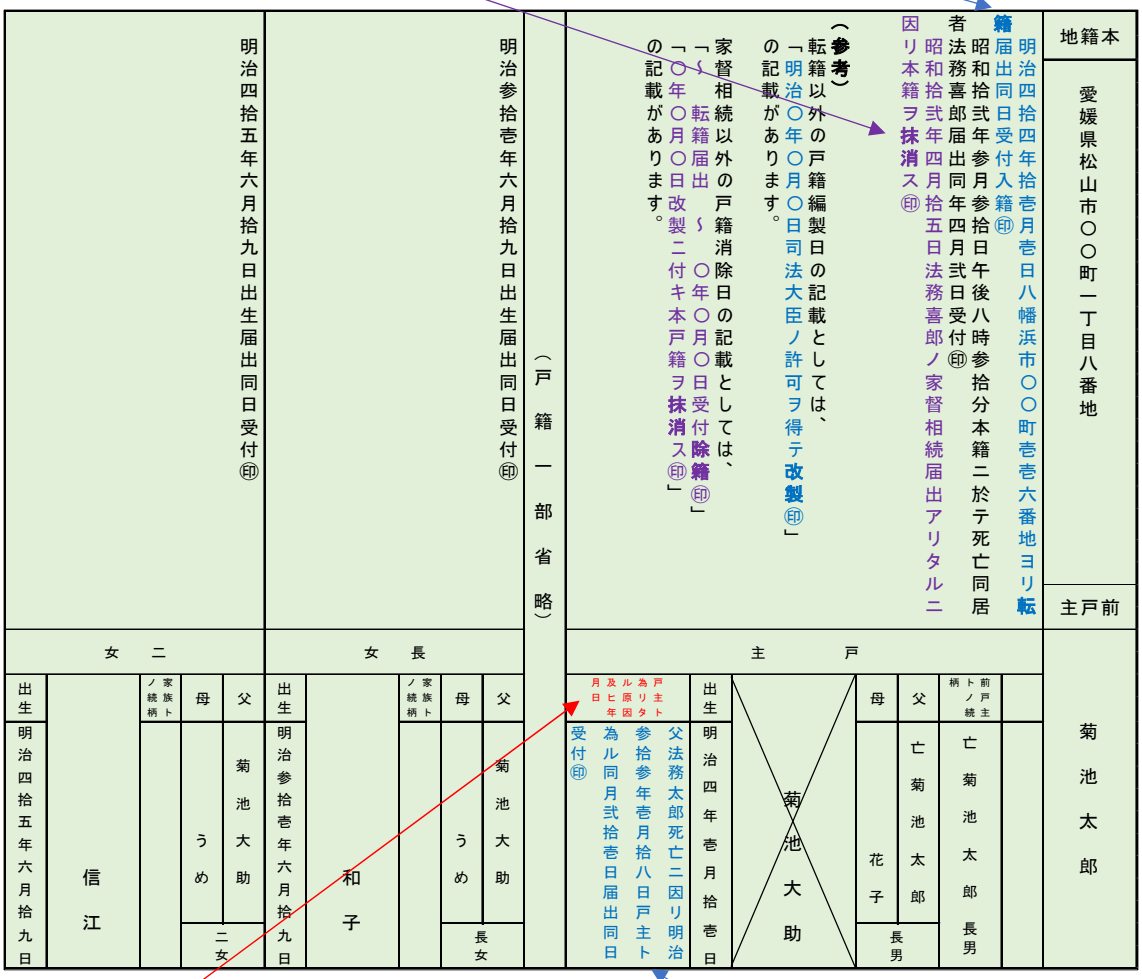

＜明治３１年式戸籍の特徴＞

「戸主ト為リタル原因及ヒ年月日欄」があることが明治３１年式戸籍の特徴です。

① 戸籍編製日の確認

まず、この欄の日を確認します。

（※ いつ戸主となり、戸籍が作られたかが記載されているので、通常はこの日が戸籍編製日となっていることが多い。）

この戸籍は、編製日が「明治４４年１１月１日」、消除日が「昭和１２年４月１５日」となります。

「菊池大助」及び「菊池和子」については、この戸籍以前の戸籍が存在しますが、「菊池信江」については、出生年月日が明治４５年６月１９日のため、この戸籍が最初の戸籍になります。

大正4年式戸籍の編製日、消除日の確認方法

戸籍消除日の確認

戸主の事項欄の最終の記載事項に記載されている「消除」という文言を探して、その記載事項に記載してある日付が戸籍の消除日となります。

戸籍編製日の確認

戸主の事項欄を確認します。戸籍編製原因となる記載（家督相続、分家、転籍、改製）を探して、その中で一番新しい日が戸籍編製日となります。

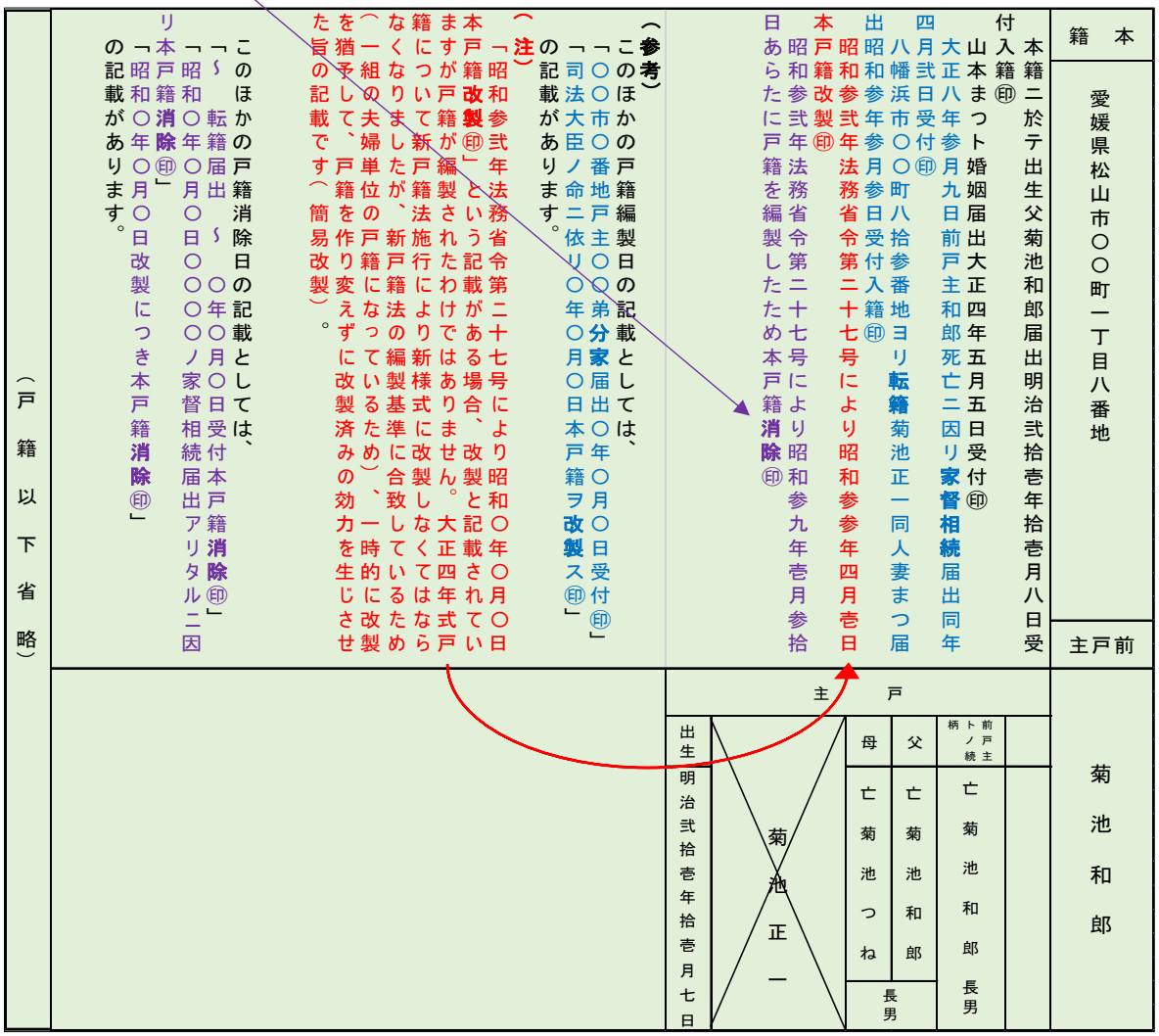

この戸籍は、編製日が「昭和３年３月３日」、消除日が「昭和３９年１月３０日」となります。

大正４年式戸籍には、明治３１年式の戸籍の「戸主ト為リタル原因及ヒ年月日欄」がないため、すべての事項が事項欄に記載されています。

大正４年式戸籍では、新戸籍が編製されると従前戸籍の記載事項はすべて移記される取扱いだったため、複数の戸籍編製原因が記載されている場合があり、戸籍編製日を見誤ってしまう可能性があるため注意が必要です。

昭和23年式戸籍の編製日、消除日の確認方法

戸籍消除日の確認

戸籍事項欄を確認し「消除」という文言を探して、その記載事項に記載してある日付が戸籍の消除日となります。

戸籍編製日の確認

戸籍事項欄を確認し「編製」という文言を探して、その記載事項に記載してある日付が戸籍の編製日となります。なお、転籍により編製された場合は「～転籍届出」と記載されるので注意してください。

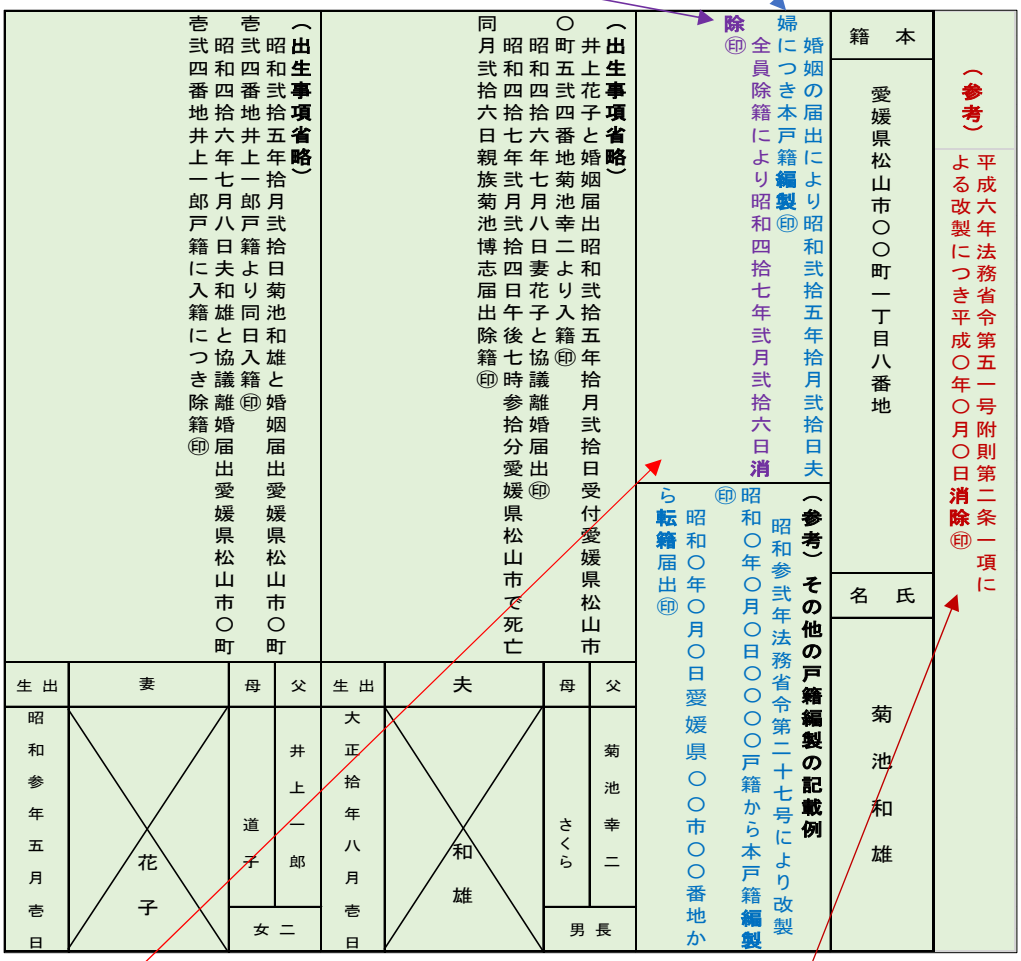

＜現行戸籍の特徴＞

現行戸籍は、同一戸籍内の各人に共通する事項を記載する「戸籍事項欄」があるのが特徴です。

戸籍消除日の確認（コンピュータ改製）

戸籍コンピュータ化に伴う改製により消除された場合は、戸籍の欄外右上部に記載されます。

この戸籍は、編製日が「昭和２５年１０月２０日」、消除日が「昭和４７年２月２６日」となります。

昭和２３年式戸籍には、同一戸籍内の各人に共通する事項を記載する「戸籍事項欄」があり、ここに戸籍がいつ編成されたのか、いつ消除されたのかが記載されるため、旧法戸籍に比べて戸籍の編製日及び消除日が非常に判別しやすいです。なお、戸籍消除日の記載方法の例外として、戸籍のコンピュータ化に伴い消除されたものについては戸籍欄外右上部に記載されます。

コンピュータ戸籍の編製日、消除日の確認方法

全部事項証明	
本　籍 氏　名	愛媛県松山市〇〇町１１０番地 菊池一郎
戸籍事項	
戸籍改製	【改製日】平成１６年２月２５日 【改製事由】平成6年法務省令第５１号附則第２条第1項による改製
・・・・・・・・・（戸籍事項の記載例）・・・・・・・・・	
戸籍編製	【編製日】平成〇年〇月〇日
	※転籍による編製は以下の記載となります。
転　籍	【転籍日】平成〇年〇月〇日 【従前本籍】愛媛県八幡浜市〇〇町〇〇番地
戸籍消除	【消除日】平成〇年〇月〇日
	※転籍による消除は以下の記載となります。
転　籍	【転籍日】平成〇年〇月〇日 【新本籍】愛媛県八幡浜市〇〇町〇〇番地 【送付を受けた日】平成〇年〇月〇日 【受理者】愛媛県八幡浜市長
戸籍に記載されている者	【名】一郎 【生年月日】昭和38年1月10日　【配偶者区分】夫 【父】菊池太郎 【母】菊池花子 【続柄】長男
身分事項	
出　生	【出生日】昭和38年1月10日 【出生地】愛媛県松山市 【届出日】昭和38年1月15日 【届出人】父
婚　姻	【婚姻日】昭和62年5月4日 【配偶者氏名】井上恭子 【従前戸籍】愛媛県八幡浜市〇〇町１５３番地 井上浩二

戸籍編製日の確認

戸籍の編製事項は、戸籍事項欄にしか書かれませんので、この欄を見て戸籍編製日を確認します。

※　この戸籍の例では、戸籍のコンピュータ化により、平成１６年２月２５日に戸籍が新しく編製されたことになります。

戸籍消除日の確認

戸籍の消除事項も戸籍事項欄にしか書かれませんので、この欄を見て消除日を確認します。

＜コンピュータ戸籍の特徴＞

戸籍事項について、コンピュータ化前は文章形式で記載されていましたが、コンピュータ化された戸籍では、事項ごとに項目化して、簡潔に記入されています。

平成 6 年の戸籍法の一部改正により、戸籍事務をコンピューターシステムにより取り扱うことが認められました。実施時期は各市町村によって異なりますが、実施する場合は法律に基づき戸籍の様式が改められるため、戸籍の改製になります。

コンピュータ化前の戸籍は、手書きまたはタイプライターで記載され B４版の縦書きでしたが、コンピュータ化後は A４版の横書きとなりました。

https://www.kikuchi-office.jp

菊池司法書士・行政書士事務所
司法書士・行政書士　菊　池　俊　幸
〒790-0923 愛媛県松山市北久米町 1103 番地 6
TEL 089-909-9067 / FAX 089-909-9068